

婚外子差別撤廃のため戸籍法改正を求める意見書

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法900条第4号ただし書の一部）を憲法違反と決定した。この規定は、既に同年12月の臨時国会において改正され、発効している。

法務省は同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」を準備していたが、提出は見送られた。同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が、この規定を合憲と判断したため、「緊急性を要しない」ということが主な理由とされているが、確かに合憲との判決を出したものの、この規定が「事務処理上不可欠の要請とまでは言えない」と明言している上、立法において見直すべきという補足意見も付されており、決して現状を是としたものではない。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでいる。我が国のこの規定も、既に改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれる。

また、平成16年11月の制度改正で、婚外子も「長男・長女」の記載方法となったが、それ以前に出生届がなされた婚外子は「男」「女」と記載されており、婚外子差別の要因となっている。本人または母の申し出により、記載の変更は可能であるが、現に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴う上、国や行政による広報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢いる。

そもそも続柄欄で出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためであり、現在では必要のないものである。

したがって、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止すること。なお、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 あて

小田原市議会